

ISSN 2433-2631

オンラインジャーナル

# 言論の研究と教育

VOLUME 4 2021

---

(研究論文)

ラムザイヤー論文とゲーム理論……………野中善政 1

NONAKA Yoshimasa : Ramseyer's treatise and game theory

『言論の研究と教育』規定…………… 25

---

## アジア・言論研究会

2021年6月2日発行

編集・発行 アジア・言論研究会

# ラムザイヤー論文とゲーム理論

## Ramseyer's treatise and game theory

野中 善政（宮崎大学名誉教授）

### 要 約

ラムザイヤー論文<sup><1></sup>（「太平洋戦争でのセックス契約」）とゲーム理論の関連について検討した結果、慰安婦問題の諸要因とゲーム理論の諸要素との対応において十分な根拠が提示されていないことが分った。慰安所の設立・運営の主体が旧日本軍であったことが無視されていること、および同論文においてゲーム理論的な分析の目標とされた慰安婦契約の構造が実在の契約書によって裏付けられていないことは同論文の最大の欠陥である。

ラムザイヤー論文は、太平洋戦争前の日本の公娼制の年季奉公契約を根拠として、慰安婦契約が「信頼されるコミットメント」の論理を反映していたと推定しているが、年季奉公契約は当該女性の親権者と売春宿主の間の人身売買契約的性格が濃く、当該女性が契約の主体となることは一般的でなく、そうした状況は当時の植民地を含む日本の刑法の未整備によってもたらされていた。

また仮に慰安所における慰安婦と経営者の緊張関係をゲーム理論的に見た場合、両者の「戦略均衡状態」が複数存在するとしても、両者の情報非対称性により、実際には後者の「強いコミットメント」を以って、前者が一方的に不利益を被るケースが多発する可能性が高い。

さらに慰安婦は「性奴隷」なのか、「自発的売春婦」なのかという慰安婦問題の論争に対してゲーム理論自体は中立であり、いずれの意味での「戦略均衡状態」<sup><11></sup>もあり得ることから、ラムザイヤー論文によって「性奴隷説」<sup><6></sup>が否定されたという解釈は妥当でない。

### 1. はじめに

2020年8月、J・マーク・ラムザイヤー教授（ハーバード大学・ロースクール）が「太平洋戦争でのセックス契約」<sup><1></sup>”Contracting for sex in the Pacific War”と題する論文を”International Review of Law and Economics”に投稿し、12月1日、オンラインでプレリリースされた。ラムザイヤーの表現を借りれば、「慰安所と呼ばれた戦時中の（日本軍専用の）売春宿をめぐる韓国と日本の長い政治的論争」—「慰安婦問題」に対して、ラムザイヤーが独自の解釈を提示した論文であり、日本、韓国、アメリカの東アジア文化・社会・歴史研究者、政府関係者、社会活動家の間で注目された。

ラムザイヤー論文（以下、ラ論文と呼ぶ。）の評価について様々な意見が公表されているが、筆者の見方では、同論文は新資料の発掘や既存資料の合理的な新解釈を提示したもので

はなく、日本の保守派の従来の見解「慰安婦／慰安所は公娼制の延長であり、「醜業」に対する対価は既に支払われており、当時の日本の法律に照らして合法である」を繰り返したに過ぎず、日韓の長年の政治的論争の決着を図るとしたラムザイヤーの意図は達成されず、論争決着に向けてのブレイク・スルーとはなり得なかった。

ラ論文は一部の研究者<sup><7></sup>から肯定的に評価されているものの、概して、論文の記述自体の矛盾、また論文に散見される既存資料の恣意的引用が多く、研究者<sup><2-6></sup>によって具体的に指摘され、通常の学問的規準を踏み外したものとまで批難されるに至っている。

ゲーム理論は固有の諸要素（プレイヤー、戦略、利得、コミットメント）と公理群（「期待効用最大化原理」など）に基づく数学理論<sup><10,11></sup>である。ラ論文の主要課題は、ゲーム理論を応用して慰安婦契約の構造を解明すること、またゲーム理論から導かれる契約構造が実際の契約構造と一致することを確認し、その結果を反転させて、ゲーム理論が（従軍）慰安婦問題のダイナミクスに適用し得ること、すなわち（従軍）慰安婦制度が関係者の合理的行動が生み出した「自発的売春業」であったことを証明し、「性奴隷制説」<sup><6></sup>を否定することにあつた（ただし、ラ論文には「奴隷」(slave)の語が2か所に登場するのみで、「性奴隷制説」自体は登場しない）。しかし、（従軍）慰安婦問題のような戦時下の社会事象にゲーム理論が適用し得るとするには、次の2つの条件が満たされなければならないだろう。

- (1) その社会事象の諸要因のゲーム理論の諸要素への還元が適切であること、すなわち現実の社会事象の数理モデル化が合理的であることが証明されること。
- (2) 目標となる「慰安婦契約書」が実在するか、もしくは「契約書」を復元し得る条件が整っており、数理モデルの帰結と実際の「契約書」の構造との対照が可能であり、数理モデルの可否の検証が可能なこと。

実際、ラ論文では上記(1)、(2)の条件について検討が試みられていることは事実である。以下、第2節ではラ論文の概要とラ論文への反論を要約し、第3節ではラ論文が想定するゲーム理論とはどのようなものか推定する。また第4節では慰安婦の現実とラ論文が構想するモデルの乖離について述べ、第5節では「性奴隷制説」の検証とゲーム理論の関わりについて改めて論じる。

本論文では、ラ論文引用に、2020年12月にオンラインで公開されたバージョンに基づき、ローマ数字の通し番号(i)～(viii)を付し、原論文の章・セクション番号、ページ番号を‘Sc.l.m., p.n.’の形式で記している。

## 2. ラムザイヤー論文と同論文への反論

ラムザイヤー論文<sup><1></sup>(以下、ラ論文と呼ぶ。)の要約の冒頭に次のように述べられている。

- (i) 「慰安所と呼ばれる戦時中の売春宿をめぐる韓国と日本の長引く政治的論争には関係する契約のダイナミクスが覆い隠されている。これらのダイナミクスは初等的なゲーム理論

の基礎である「信頼されるコミットメント」の単純な論理を反映している。」(Abstract,p.1.)

言い換えれば、ラ論文は、日韓の政治論争、すなわち太平洋戦争時の日本軍慰安所を「性奴隷説」に立って単純に戦争犯罪として断罪するのは誤りであり、慰安婦の徴募が当事者間の合意に基づいて行われたことは、慰安婦契約の構造がゲーム理論的ダイナミクスを反映していることから明らかであると主張する。

## 2-1. ラムザイヤー論文の概要

ラ論文の概要と同論文に対する反論が2021年5月の「世界」(岩波)に掲載された吉見論文<sup><6></sup>に簡潔にまとめられており、そのまま引用する。

『本論文は、「慰安所」と呼ばれる戦時売春宿について、売春宿の主人と売春婦との契約関係を検討する。両者の契約関係は、ゲーム理論<sup><12></sup>でいう「信頼性のあるコミットメント」<sup><15></sup>が成立している。

要旨① 女性たちは、所得への不安から、給与の多くを前払いにすること、および戦地の危険性に鑑みて短期の契約にしよう要求した。対して売春宿の主人は、彼女らが懸命に働くインセンティブを生み出す契約構造を必要とした。

要旨② その結果両者は、売春宿は売春婦に多額の前払金を支払い、最長契約期間が一年から二年であること、売春婦は最長契約期間より早く廃業可能であること、の二点を要件とする契約を締結した。公娼と比較して「慰安婦」の給与は高く、契約期間も短かった。

要旨③ 慰安所は、戦前の日本の公娼制下での売春産業が編み出した、言わば公娼制の海外軍隊版である。

要旨④ 慰安所は、日本軍兵士の性病予防のために作られた。日本軍は軍の衛生基準に従う売春宿に免許を与え、慰安所と名付けて営業させた。その代償として軍は慰安所業者のために兵士が他の売春宿に行くことを禁止した。

要旨⑤ 内務省は省令を通じて、雇用や渡航許可の条件を整備した。

要旨⑥ 朝鮮半島では、女性が詐欺等の方法により強制的に海外の売春宿に移送されたケースも存在したが、それは日本政府や朝鮮の政府機関が強制したのではなく、詐欺を行う朝鮮人業者と日本軍が協働したのでもなかった。

要旨⑦ 女性と慰安所の契約は通常二年であった。収入の三分の二が借金返済にまわされ、残りが給与として女性たちに直接支給された。

要旨⑧ 女性は各自、本人名義の口座で貯金が可能であり、

要旨⑨ 多額の収入を得た慰安婦もいた。

要旨⑩ 女性たちは前借金の返済が完了するか、契約期間が満了すれば廃業できた。』

吉見の要約によるラ論文要旨に付け加えるべきは、慰安所に徴募された女性たちが仕事の内容を正確に知っていたかどうかであろう。慰安婦契約が女性たちの自発的な契約であ

ると主張するラ論文の根拠を確認する上で重要である。ラ論文はこの点について、吉見論文とは対照的に元慰安婦や軍人その他体験者の証言や回想を全く採用せず、太平洋戦争直前の外国駐在員を相手とする売春婦たち（‘からゆきさん’）のエピソードを採り上げ、女性たちが騙されて契約したのではないことを示唆している。

要旨⑪ 外国駐在員を相手とする売春婦も日本軍慰安所に徴募された慰安婦も出身地の環境は似ており、同じ周旋業者が狭いコミュニティから慰安婦たちを度々徴募したとすれば、慰安所から帰還した女性たちが、慰安婦がどのような仕事かコミュニティの人々に伝えるはずであり、少なくとも、行政慣行上、保証人として契約に署名した女性たちの親族は慰安婦の仕事内容を承知していた。

ラ論文は、慰安婦契約が女性たちの自発的な契約であると推測する、もう 1 つの根拠を戦前日本の年季奉公契約の社会的受容、履行状況に求めている。

要旨⑫ 女性たちが売春婦として売春宿に雇われるとき一般に売春宿主と女性の親族の間で年季奉公契約が締結され、前貸金（前払金）が女性の親族もしくは女性本人に渡される。仮に売春婦たちが年季奉公の明ける前に売春宿から出奔した場合（売春婦たちは囚人のように身柄を拘束されていないので十分あり得る）、売春宿主が売春婦の保証人である親族を契約違反で訴えるはずだが、実際にはそのようなケースは稀であった。この事実は女性たちが自発的に仕事を選んでいたことを示唆する。

## 2-2. ラムザイヤー論文への反論

雑誌「世界」（岩波、2021年5月）に掲載された、吉見のラ論文への反論<sup><6></sup>を以下に要約する。

### (1) 対等な契約関係が存在したのか

要旨①について、慰安婦契約が業者と女性が結んでいるとする前提は誤りである。娼妓契約では、親権を持つ親族と業者との紹介業者を介した契約になる。女性が既に売春婦になっている場合は女性の抱主が交渉に深く関わる。

### (2) なぜ日本で人身売買がまかり通っていたのか

日本の戦前の刑法は「人身売買」について未整備だった。このため、女性の人身売買と人身拘束がまかり通っていた。ラ論文は要旨⑤の通り、この点を無視し、かつ内務省通牒<sup><8></sup>を誤読している。内務省通牒<sup><8></sup>の意味は次の通りである：

[1]内務省は条件付きで「慰安婦」移送に「国外移送目的人身売買罪」を適用しないようにした。

[2]植民地には同様の通牒が出されなかった。そのため植民地では未成年者や売春の前

歴のない女性も「慰安婦」にされることとなった。

[3]軍による正規の許可のない者による徴募や、徴募には軍の諒解・連絡があると真実を告げる業者を取り締まれと指示している。つまり軍主導の徴募を認め、かつそれを秘匿しようとしている。

(3) 誘拐は朝鮮人業者が行ったにすぎないのか

ラ論文は、軍・政府が「慰安婦」の徴募を主導したことを無視している。したがって、要旨⑥も誤りであり、誘拐等の明白な犯罪による「慰安婦」徴募の責任を業者のみに帰すことはできない。

(4) 慰安所の設置主体はどこか

要旨③は、軍があたかも民間公娼制を利用したかのように記しているが、慰安所の設置と運営の主体が軍であることを無視している。正確には、軍慰安所には、[1]軍直営の慰安所、[2]軍専用の慰安所、[3]占領地にある民間の売春宿を軍が利用するために一時的に指定する慰安所があった。[1]、[2]の設置と運営の主体は軍である。

(5) 「慰安婦」は契約通りに廃業できたのか

ラ論文は、要旨②、⑦に関わって、限られた例を採り上げ、一般化している。業者が「慰安婦」にいくらの賃金を実際に支払ったか検討していない。また時間的に10年以上の差がある公娼と「慰安婦」の前借金・年期を比較し、「慰安婦」の給与のほうが高額であったと結論している。さらに大きな問題は、前借金と契約年期が女性を売買するための条件であることを、ラ論文が見ていないことである。また、ラ論文は要旨⑩で、「慰安婦」が契約に沿って廃業できたとしているが、実際には、契約があった場合でも、[1]前借金や追借金の全額返済または契約期間の満了、[2]慰安所業者の許可、[3]軍の許可の3つが必要であった。誘拐などで慰安所に連行された場合は契約もなく、いつ解放されるか、分からなかった。

(6) 「慰安婦」は高収入だったか

ラ論文は、要旨⑧、⑨で、「慰安婦」が前払金を超える給与を受け取り、貯金もできたとしているが、ここに「慰安婦」と業者の実際の境遇が映し出されている。貯金できたのは、「慰安婦」と業者が共に「無給の軍属」という扱いになっていて、軍に隷属していたことを示す。また「慰安婦」の給与は実際には慰安所利用者のチップという形を採っていた。軍票で支払われたチップの価値は占領地経済圏のハイパーインフレで大幅に減少した。

(7) 慰安所の待遇はよかったか

ラ論文の大きな問題は慰安所におかれた女性たちの状態がどのようなものであったかという検討を欠いていることである。女性たちは慰安所の狭い自室で起居し、そこで将校・兵士の性の相手をしなければならなかった。居住の自由、罷業・廃業の自由を奪われ、性病検査を強制された。「慰安婦」制度は軍が管理・運営する性奴隷制である。

さらに吉見はラ論文の「契約論」の問題点を次のようにまとめている。

- [1] ラ論文は軍や政府が「慰安婦」制度という制度をつくり、維持したことを無視している。業者は主役ではなく、軍の手足、軍の従属者として使われていた。
- [2] 「慰安婦」は契約がある場合でも、「慰安婦」契約を結んだ主体でなかった。「売春婦」でない女性の場合、契約は親族と業者の間で結ばれ、「売春婦」の場合は、現抱主である業者が交渉に深く関わった。
- [3] 契約がある「慰安婦」は日本人女性の多くと一部の朝鮮人女性だけだった。軍や業者により略取または誘拐され、慰安所に拘束された女性たちは契約自体が存在せず、解放の条件がなかった。
- [4] 契約があった場合でも契約期間が過ぎてしまうか、前借金を返済しても帰国できなかった女性たちが数多くいた。
- [5] ラ論文は、慰安所に拘束されている「慰安婦」が貸座敷・料理屋等に拘束されている娼妓・酌婦と同様に性奴隷制の被害者であり、契約があったとしても、それは女性を性奴隷制の中に拘束する「人身売買契約」であったことを無視している。

さらに、ラ論文要旨①について、Gordon-Eckert 声明<sup><2></sup>は次のように批判している。

「1920年代から1945年間の韓国語新聞のレビューは wianso (慰安所) という語が植民地時代の韓国で異なる意味を持っていたこと (たとえば子供のための避難所、旅館やホテル、温泉)、また wianbu (慰安婦) という語が1930年代後半に登場したことを示している。ソウルにある韓国成均館大学の慰安婦制度に関する博士論文 (2010) は、次のように述べている。『wianbu という言葉が何を意味するのか、ほとんどの韓国人は知らなかった』

1943年に「慰安所」の警備に配置された元日本軍憲兵でさえ、そこに到着するまで、売春宿ではなく将校クラブに配置されたと述べていた。売春宿を指すために韓国語と日本語で当時、広く使用されていた用語は非常に重要である。そして日本政府が「慰安所」の創設を承認して手配し、「慰安婦」の雇用を指示した時期に、そこで働く女性たちは必ずしも「売春宿」や「売春婦」の意味を付与していなかった。」

言い換えれば、太平洋戦争直前から戦時にかけて、朝鮮総督府配下の役所が朝鮮で「慰安婦募集」の広告を出した事実があるとすれば、その際、貧困家庭の朝鮮人女性たちが日本軍専属売春婦の募集とは正確に理解せず、高い給与が得られるサービス業と誤解して、応募した可能性があるというのである。ただし、吉見は、貧しい女性たちは新聞を読む機会がなく、広告募集を一般化するのは無理があるとしている<sup><9></sup>。

### 3. 慰安婦問題とゲーム理論

#### 3-1. 慰安婦契約とゲーム理論

ラ論文の主張に従って、売春宿主と売春婦 (候補者) がそれぞれにとって最も有利な「雇

用契約」を締結すべく、雇用条件（契約期間、前払金、追加補償金）について交渉する過程を一種の「ゲーム」と捉えることにしよう。ラ論文の目標は、数学的に一定整備され、経済学や社会学に應用され、既に成果を挙げている「ゲーム理論」<sup><11,12></sup>を「慰安婦契約」に適用し、契約書の構造に慰安所経営者と慰安婦の力関係が反映されていることを証明することである。

このゲーム理論的なモデル化において、旧内務省・陸軍省通牒<sup><8,9></sup>からも明らかなように、慰安婦徴募の働きかけが、慰安所設置者（旧政府・日本軍）、慰安所経営者（entrepreneurs）、周旋業者（recruiters）が一体となって実行された「囲い込み政策」であった事実が単純化され、売春宿主（brothel owners）が雇用側の主体とされていること、また戦前の日本・韓国の家族制や公娼制の下で女性の親族や売春宿主が女性の身の処し方に大きな権限を持っていた事実が捨象され、女性が契約主体とみなされていること、また慰安所経営者やその背後の旧軍・行政府と個々の慰安婦のゲーム・プレイヤーとしての力関係が極めて非対称であるという事実が捨象されていることは最初に強調されねばならない。

「雇用者」と「被雇用候補者」はゲームの「プレイヤー」<sup><11,12></sup>であり、各プレイヤーによる雇用条件の提示と受諾の可否の意志表示を「戦略（行動）」、また戦略によって実現するプレイヤーの利益を「利得（効用）」と呼ぶ。以下、雇用者、被雇用候補者をそれぞれプレイヤー1（ $P_1$ ）、プレイヤー2（ $P_2$ ）と呼ぶ。契約交渉の過程で  $P_1$ 、 $P_2$  が様々な雇用条件を相互に提示し、各案に対して  $P_1$ 、 $P_2$  がそれぞれの戦略に従って「受諾」・「拒否」の意志表示を行うものとする（中立な第三者が  $P_1$ 、 $P_2$  に雇用条件案を提示すると考えてもよい）。ただし  $P_1$ 、 $P_2$  は、①相互の提案理由について熟知しておらず（意思疎通が十分でない）、② $P_1$ 、 $P_2$  の合意には法律等による拘束力がないとする。したがってゲームを「非協力ゲーム」<sup><16,17></sup>と「協力ゲーム」に分けた場合、この「契約ゲーム」は前者に分類される。さらにゲームの数理モデルは「戦略形ゲーム」<sup><16></sup>と「展開形ゲーム」に分けられる。まずこの「契約ゲーム」を「戦略形ゲーム」として記述し、「展開形ゲーム」については後述する。

### 3-1-1. 戦略形ゲーム<sup><16></sup>

ある雇用条件案が提示されたとき、 $P_1$ 、 $P_2$  の行動（戦略）の組は、（ $P_1$ :受諾、 $P_2$ :受諾）、（ $P_1$ :受諾、 $P_2$ :拒否）、（ $P_1$ :拒否、 $P_2$ :受諾）、（ $P_1$ :拒否、 $P_2$ :拒否）の4通りになる。「受託」には自らの提案と賛同、「拒否」には提案修正が含まれるとする。

表1(a)・(b)はプレイヤーの行動の組に対するプレイヤーの利得の例を示したものであり、 $(u_1, u_2)$ は  $P_1$ 、 $P_2$  それぞれの利得が  $u_1$ 、 $u_2$  であることを示す。「利得」はとりあえず経済的利益と考える。

プレイヤーの戦略「受諾・拒否」には雇用条件案 A~D が対応する。例えば、雇用条件案 B は  $P_1$  が受諾し、 $P_2$  が拒否した案であり、「利得最大化の公理」<sup><11></sup>により、通常のリ得関係は  $u_1 > u_2$  となる。同様に雇用条件案 C は  $P_2$  が提示し、 $P_1$  が拒否した案であり、通常のリ得関係は  $u_1 < u_2$  となる。雇用条件案 B\* は  $P_1$  が提示した案が  $P_2$  の拒否により修正され、提

示された対案と理解する。なぜなら B 案と B\*案では利得関係が  $u_1 > u_2 \rightarrow u_1 < u_2$  と逆転しているからである。その際、 $P_1$  は  $P_2$  による対案 B\*案について詳細な説明を受けていないとする ( $P_2$  が  $P_1$  を「裏切る」ことで相対的により大きな利得を獲得することに相当する)。もし  $P_2$  の対案によって利得関係が逆転したことを  $P_1$  が確認すれば、 $P_1$  は受諾から拒否に転じるからである。雇用条件案 C, C\*の関係についても同様である。以上のルールは対等であり、どちらかのプレイヤーに不利ということはない。

表 1 の利得( $u_1, u_2$ )は、 $P_1, P_2$  にとっての雇用条件案の有利・不利を数値で表したものである。例えば、 $P_2$  にとって、雇用条件案 B は期待される報酬の割に危険な仕事と映り、 $P_2$  に不利なので、 $P_2$  の利得  $u_2$  は負の数値(-1)で表される。一般に雇用条件案 E に対する  $P_1, P_2$  の利得を

$$u_1=f_1[E(s_1, s_2)], \quad u_2=f_2[E(s_1, s_2)]$$

と表す。E( $s_1, s_2$ ) は、雇用条件案 E とそれに対する  $P_1, P_2$  の応答 (受諾・拒否) :  $s_1, s_2$  の対応関係を表すものとする。この種の利得行列はゲームの性格を決定づける。

表 1(a)の利得行列に基づいて、一旦、A 案で合意した場合、他案に変更することは難しい。なぜなら  $P_2$  がより大きな利得が望める C 案に変更しようとする、C 案はもともと  $P_1$  が拒否した案なので、 $P_1$  の了承が得られないからである。 $P_1$  がより大きな利得が望める B 案に変更しようとする場合も同様である。表 1(a)の A 案 ( $P_1$ : 受諾,  $P_2$ : 受諾) をゲームの均衡解 (ナッシュ均衡解) <16,18> と呼ぶ。

しかし、表 1(b) のナッシュ均衡解は D 案であり、A 案 ( $P_1$ : 受諾,  $P_2$ : 受諾) ではない。D 案 ( $P_1$ : 拒否,  $P_2$ : 拒否) は両者の利得が 0 なので実際には第三者が提示しない限り存在しないが、現実には D 案しか思い浮かばないとき、契約交渉は頓挫する。 $P_1$  が契約交渉の頓挫を避けるため、もともと  $P_2$  が C 案に賛同していたことから、C の対案 ; C\*案に変更しようとするが、C\*案では  $P_2$  の利得が減ることが確認され、結局  $P_2$  の了承は得られない。D 案から A 案に移る (表 1(b)で対角に移動する) ことは想定され得ない。なぜなら仮に一旦、A 案で合意したとしても、この場合、A 案は均衡解ではなく、 $P_2$  が A 案からより大きな利得が望める B の対案 ; B\*案に変更しようとした場合、 $P_1$  はもともと B 案に賛同しているので、B\*案にも賛同する余地があるが、B\*案は均衡解ではないので D 案にたどりつく。したがって表 1(b)の利得行列のもとでは、 $P_1, P_2$  の一連の合理的戦略によって、A 案から D 案に戻り、結局、契約は不成立に終わる。

表 1 雇用条件案とプレイヤーの利得.

(a)契約が成立する場合 ;

$P_1 \backslash P_2$	受諾(a)	拒否(r)
受諾(a)	A (1, 1)	B (2, -1)
拒否(r)	C (-1,2)	D (0, 0)

(b)契約が成立しない場合 ;

P <sub>1</sub> \ P <sub>2</sub>	受諾(a)	拒否(r)
受諾(a)	A (1, 1)	B* (-1, 2)
拒否(r)	C*(2, -1)	D (0, 0)

\* P<sub>1</sub>・P<sub>2</sub>; 雇用者・被雇用者候補, B\*・C\*; B・C の対案.

表 1(a)(b)の利得行列に基づくゲームにおいて、なぜ上記のような違いが生じるのか、利得行列の構造に立ち戻って分析する。表 1(a) (契約が成立する場合) の各案と各案に対応する P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub> の戦略の組による P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub> の利得の大小は次のように整理される；

$$P_1 : f_1[A(\underline{a}, a)] > f_1[C(\underline{r}, a)] \quad \& \quad f_1[B(\underline{a}, r)] > f_1[D(\underline{r}, r)]$$

$$P_2 : f_2[A(a, \underline{a})] > f_2[B(a, \underline{r})] \quad \& \quad f_2[C(r, \underline{a})] > f_2[D(r, \underline{r})]$$

言い換えれば、この場合、P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub>ともに相手の反応如何に関わらず、受諾(a)を選択するほうが有利であり(「受諾(a)」戦略が「拒否(r)」戦略を支配する<sup><18></sup>)、P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub>の合理的な行動の結果、A案で合意することになる。

同様に、表 1(b) (契約が成立しない場合) の各案、各案に対応する P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub> の戦略の組による P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub> の利得の大小関係は次のように整理される；

$$P_1 : f_1[C^*(\underline{r}, a)] > f_1[A(\underline{a}, a)] \quad \& \quad f_1[D(\underline{r}, r)] > f_1[B^*(\underline{a}, r)]$$

$$P_2 : f_2[B^*(a, \underline{r})] > f_2[A(a, \underline{a})] \quad \& \quad f_2[D(r, \underline{r})] > f_2[C^*(r, \underline{a})]$$

言い換えれば、雇用条件案 B, C と B\*, C\*の違いにより、この場合は P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub>ともに相手の対応如何に関わらず、拒否(r)を選択するほうが有利と判断し(「拒否(r)」戦略が「受諾(a)」戦略を支配する<sup><18></sup>)、P<sub>1</sub> , P<sub>2</sub>の合理的な選択の結果、D案のみが残り、契約は不成立で終わることになる。慰安婦契約が不成立になる要因について、ラ論文は次のように説明している。

(ii) 「女性たちは売春宿主らが彼女らの将来的な収入を誇張する動機があることに気づき、報酬の大部分を前払いとすることを要求した。また彼女らは戦地に派遣されることに気づき、なるべく短い最長契約期間を要求した。一方、売春宿主らは女性たちに業務を怠る動機があることを理解し、女性たちが懸命に働くよう女性たちに動機付けするための契約構造を追求した。」(Abstract, p.1.)

(iii) 「最も条件がいい場合でも、売春は過酷で危険な仕事であり、世間的評判の面で多大なペナルティが科される。女性たちはこれらの損失を相殺するに十分であり、通常の仕事よりも大幅に高いという2つの条件が満たされる収入が期待できる場合にのみ、その仕事に就いた。」(Sc.1., p.1.)

売春宿主 P<sub>1</sub> は契約不成立を避けるため、ゲームの性格を修正しなければならない。売春

宿主  $P_1$  にとって、表 1(b) の利得行列でのゲームが不首尾に終わった理由は、そこでは  $P_2$  の支配戦略<sup><18></sup>が「拒否( $r$ )」だったからである。したがって、 $P_1$  が採るべき戦略は、 $P_2$  の支配戦略を「拒否( $r$ )」から「受諾( $a$ )」に変更させるため、次の関係

$$f_2[A(a, \underline{a})] > f_2[B^*(a, \underline{r})] \quad \& \quad f_2[C^*(r, \underline{a})] > f_2[D(r, \underline{r})]$$

が満たされるように表 1(b) の利得行列を修正する、すなわち表 1(a) に戻ることであり、とりも直さず、 $P_2$  の要求を受け入れ、「 $P_1$  の利得を減らして  $P_2$  の利得を増やす ( $P_2$  がそのように評価する)」ように雇用条件案を修正することを意味する。

### 3-1-2. 展開形ゲーム<sup><16></sup>

以上のゲームの進行を時系列で見ると次のようになる。 $P_1$  が  $P_2$  に慰安婦雇用を申し出ることから始まり、 $P_2$  が  $P_1$  を信頼し、受諾したとする。その際、 $P_1$  は  $P_2$  に雇用条件として B 案と C\* 案のどちらかを提示できるが、見かけ上  $P_2$  が納得しそうで、その実  $P_1$  にとって利得が大きく  $P_2$  にとって損失となる C\* 案を提示したとする。 $P_1$  が採った戦略は  $P_2$  の信頼への「裏切り」であるが、それによって  $P_1$  は自己により大きな利得がもたらされると判断したためである。しかしゲームの手番が交代すると、大概是  $P_2$  が  $P_1$  の思惑に気づき、C\* 案を拒否して契約は不成立に終わる (D 案は実際には存在しない)。他方  $P_1$  が誠実に雇用条件として B 案を提示した場合は、調整の結果、最終的に A 案で妥結するとの見通しが得られる。しかし  $P_2$  が戦略を誤って B, C\* 案で妥結する確率は 0 ではない。この場合  $P_2$  は「混合戦略」<sup><16></sup>を採ったことになる。

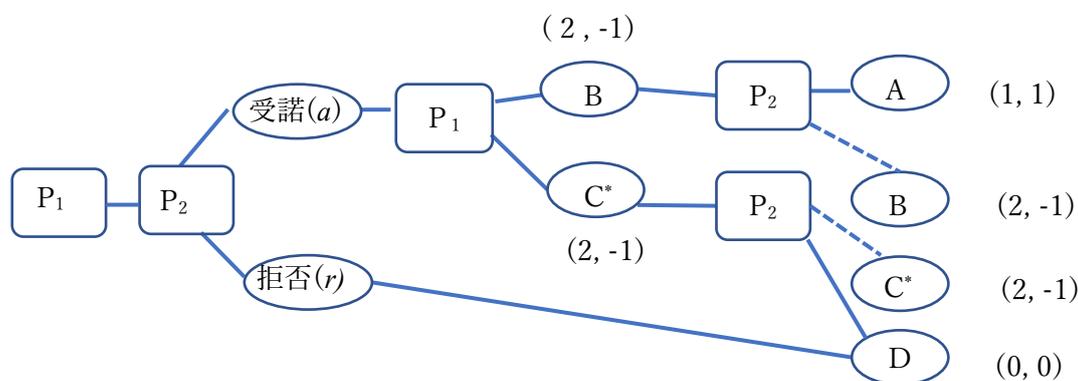


図 1 雇用契約交渉の時系列 (ゲームの木).  $P_1$ ; 雇用者,  $P_2$ ; 被雇用者候補,  $(u_1, u_2)$ ;  $P_1, P_2$  の利得.

契約を成立させるためには、雇用者  $P_1$  は、契約交渉の入口で、被雇用者 (候補)  $P_2$  の一定の信頼を得なければならない。一般の契約交渉に見られるように、契約相手に一定の対価を与えつつ、契約相手の信頼を獲得し、契約成立に導く戦略を、ゲーム理論では「信頼性のあるコミットメント」<sup><15></sup>と呼ぶ。ラ論文は被雇用者候補の信頼を得るための雇用条件提示について次のようにと述べている。

(iv)「周旋業者らはこうした労働意欲重視の賃金契約に基づく高給の約束を信頼できるものにする必要があった。周旋業者らは、女性たちを契約締結に誘うため、彼女らが高い賃金を稼げると彼女らを説得する必要があった。しかしながら彼女らは周旋業者らが彼女らの見込み収入を誇張するあらゆる動機を持つことを知っていた。そして周旋業者らは彼女らが彼らの思惑を知っていることを承知していた。」(Sc.1., p.2.)

(v)「周旋業者らと女性たちは、前払金、追加の現金補償、(契約の)最長期間、および女性たちが十分な収益を稼ぎ出した場合に早期に辞める権利を扱った複数年の契約でこれらの問題に対処した。」(Sc.1., p.2).

(iv)～(v)を要約すると、雇用者は被雇用者に高額な労働成果給を本旨とする契約を求めたが、被雇用者は約束通りに高額な報酬が支払われることを疑い、できるだけ「短い契約期間」と報酬の「前払い」を雇用者に求め、他方、雇用者は被雇用者の「信頼を得るため」に被雇用者の要求に一定、応える契約を提示せざるを得なかった。

### 3-2. 慰安所の繰り返しゲーム<sup><16></sup>

ラ論文の主張とゲーム理論に従い、慰安婦契約が成立する過程を見てきたが、雇用者と被雇用者の緊張関係は契約後も慰安所で継続されることになる。あくまでも単純化された数理モデルの範囲で慰安所経営における雇用者と被雇用者の緊張関係もゲーム理論によって分析することができる。

ラ論文は、戦前の公娼の契約を根拠に、慰安所に囲いこまれた慰安婦たちが、自発的な売春婦だったのか、それとも「性奴隷」だったのか、ゲーム理論と慰安婦契約の構造から読み取れるかのような主張を述べている。

(vi)「売春宿はすべての新人売春婦に現金で前払金を支払った。売春婦やその親族の中には1200円の現金ローンを望んでいた人もいれば、そうでない人もいたが、支払いが無料ということはなかった。売春宿は定められた利息を請求せず、明らかに女性たちの収入を現在価値に割引いていた。売春宿が信用取引の需要に応じてのみ高額な現金サービスをしていたとしたら、売春宿は一部の被雇用者に契約金を支払い、他の被雇用者には支払わなかったであろう。売春宿が巨額の前払金をすべての労働契約に結びつけた事実は契約上の別の力学が働いたことを示唆している。」(Sc.2., p.3.)

ラ論文の主張に沿うと、「契約上の別の力学」とは、被雇用者は前貸金と引き換えに一定期間、慰安所に拘束されるが、被雇用者の稼ぎが期待額より多ければ拘束期間が短くなり、稼ぎが少なくても拘束期間は最長契約期間に据え置かれるとする契約が締結されるに至った被雇用者と被雇用者の力関係に他ならない。

慰安所に囲い込まれた被雇用者の中には慰安所の運営方針に協力的な女性もいれば、慰

安所の実態に絶望し、できる限り仕事を怠ろうと決意する女性もいるはずである。仕事を怠ろうとする被雇用者と、働かせようとする雇用者との緊張関係には「共犯関係にあった2人の囚人のジレンマ」<sup><16></sup>と呼ばれるゲーム理論モデルで説明される要素が含まれる。

「囚人のジレンマ」とは、隔離された2人の囚人が「協力」と「裏切り」を戦略とするゲームを行い、2人が協力して共に黙秘すれば刑期が最短になるところ、それぞれが自己の刑期をできるだけ短くしようと合理的な戦略を採るため、最終的には共に自白し、共に刑期が最長となる最悪のケースに陥るといふものである。しかし、いつもそうなるのではなく、表1に類似する2×2行列で示される利得行列の特性による。「囚人のジレンマ」に相当する「雇用者・被雇用者のジレンマ」の利得行列の例を表2(a)に示す。

表2(a)の場合、既に述べたように、「裏切り(D)」が「協力(C)」を支配するため、両者が共に「裏切り(D)」する戦略の組： $S_4$ がナッシュ均衡状態<sup><18></sup>になる。表2(b)では $S_2 \rightarrow S_2^*$ ,  $S_3 \rightarrow S_3^*$ と置き換えられ、この結果、「協力(C)」が支配戦略<sup><18></sup>となり、戦略の組： $S_1$ がナッシュ均衡状態となる。明らかに両者が協力関係を築いた戦略を採るほうが、両者の利得は大きい。それにも関わらず、表2(a)で「裏切り(D)」が支配戦略となったのは、戦略の利得の違い( $S_2^* \leftrightarrow S_2$ ,  $S_3^* \leftrightarrow S_3$ )にあり、互いに「裏切り(D)」を選択するほうが、自己の利得が大きくなるような関係が築かれたからである。

ところで、 $P_2$ にとって、 $P_1$ を裏切ったほうが、つまり仕事を怠けたほうが、利得が大きいと感ずるのはどのような場合だろうか？ ラ論文は次のように述べている。

(vii)「この取引で問題となるのは性的サービスだが、売春宿と売春婦双方の当事者が交渉した取決めの経済論理は双方がお互いに所持していると理解していた「リソース」と「代替する就業・雇用機会」を反映していた。」(Sc.2.1., p.2.)

「利得」は各プレイヤーの価値観とも関わり、単に稼ぎの多寡の問題ではないだろう。被雇用者 $P_2$ の立場では、自己のリソースへの評価として前払金を受け取ってはいるが、現実の慰安所の仕事に強い違和感を抱き、自己の「リソース」を損ねると感じたとき、契約解除に至らない場合でも、できるだけ仕事を怠ける戦略を採ることはあり得る。他方、被雇用者 $P_2$ が「業務をできるだけ怠る」—「裏切り(D)」戦略を採ったときは、稼ぎが減り、前払金返済のための拘束期間が長くなるというジレンマに陥る。

他方、雇用者 $P_1$ の立場では、被雇用者 $P_2$ を裏切るほうが、利得が大きくなるケースとしては、前払金に追加して支払いを約束している現金補償(給与)を切り下げること、あるいは $P_2$ に対する福利厚生水準を切り下げること、最悪の場合は、もっと稼ぎを増やすよう

に $P_1$ が直接、間接に $P_2$ に圧力を加えることなどが考えられる。前払金が被雇用者 $P_2$ の親族や前の売春宿主に渡され、 $P_2$ 本人が担保していない場合、ただちに契約を解除して合法的に慰安所を抜け出すことができず、やむをえず脅迫に屈することになる。

プレイヤー、 $P_1$ ,  $P_2$ 間の「雇用者・被雇用者のジレンマ」のゲームは一度だけでなく、少なくとも、契約期間中に繰返されることになる。この場合、 $P_1$ ,  $P_2$ はそれぞれの将来の利得を現在価値に割引いた利得の総和が最大になるような戦略を選ぶことになる<sup><16></sup>。元の

一度限りのゲームを「成分ゲーム」、また繰返されるゲーム（理想的に無限回繰返されるとする）を「繰返しゲーム」という。この場合、各プレイヤーの利得は将来予想される利得となることから、現在価値に割引いた利得を最大化する戦略が採られる。その利得の総和は成分ゲームの利得行列と割引因子  $\delta$  で決まる。この結果、表 2(a), (b)の戦略の組:  $S_1, S_4$  の他にナッシュ均衡が実現される戦略の組が存在することが導かれる。

一般に成分ゲームの利得行列を表 3 のように設定する。  $P_1, P_2$  間のゲームは、例えば図 2 のように進む。図 2 の左から 1 列目の (D,C) は  $P_1, P_2$  の 1 回目の戦略がそれぞれ D, C であり、2 列目の (C,D) または (D,D) は、各プレイヤーが相手の 1 回目の戦略を見てから

$$(P_1; D \rightarrow C) \ \& \ (P_2; C \rightarrow D) \text{ または } (P_1; D \rightarrow D) \ \& \ (P_2; C \rightarrow D)$$

のように、2 回目の戦略を選んだことを示す。

表 2 雇用者・被雇用者のジレンマの利得行列。

(a) 支配戦略が「裏切り(D)」の場合；

$P_1 \backslash P_2$	協力(C)	裏切り(D)
協力(C)	$S_1(5, 5)$	$S_2(-4, 6)$
裏切り(D)	$S_3(6, -4)$	$S_4(-3, -3)$

(b) 支配戦略が「協力(C)」の場合；

$P_1 \backslash P_2$	協力(C)	裏切り(D)
協力(C)	$S_1(5, 5)$	$S_2^*(6, -4)$
裏切り(D)	$S_3^*(-4, 6)$	$S_4(-3, -3)$

\*  $P_1$  ; 雇用者,  $P_2$  ; 被雇用者

表 3 繰返しゲームの一般的な成分行列。

$P_1 \backslash P_2$	協力(C)	裏切り(D)
協力(C)	$(R, R)$	$(S, T)$
裏切り(D)	$(T, S)$	$(P, P)$

\*  $T > R > P > S, \quad 2R > S + T$

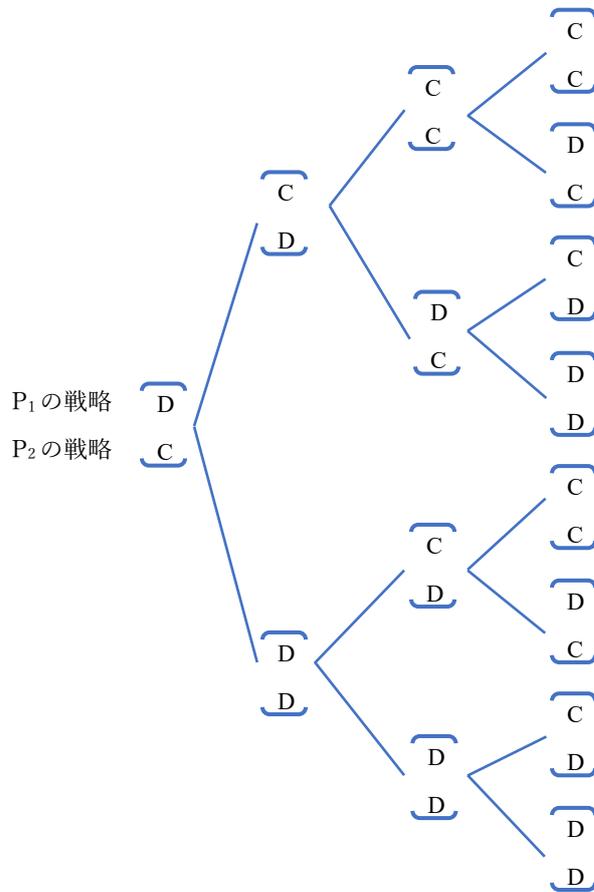


図2 繰り返しゲームの時系列 (ゲームの木).

繰り返しゲームの戦略として次の4つが考えられる<sup><16></sup>.

- ① All-C; 過去のゲームの結果によらず, 常に戦略 C (協力) を選択する.
- ② All-D; 過去のゲームの結果によらず, 常に戦略 D (裏切り) を選択する.
- ③ トリガー (trigger); 最初は戦略 C を選択し, 以降は双方のプレイヤーが戦略 C を選択する限り, 戦略 C を選択し続ける. しかし, 1回でも一方が行動 D を選択すれば, その後, 戦略 D を選択し続ける.
- ④ しっぺ返し (tit or tat); 最初は戦略 C を選択し, 以降は相手の前回の戦略と同じ戦略を選択する.

図2に示したP<sub>2</sub>の戦略の時系列が④「しっぺ返し」に相当する. 表3の利得行列に対して, All-C, All-Dの戦略を選ぶとき, 無限回繰り返しゲームの期待利得の総和は割引因子を $\delta$  ( $0 < \delta < 1$ )として, それぞれ $R/(1-\delta)$ ,  $P/(1-\delta)$ となる. 以上の設定により, 次の結果を導くことができる<sup><16></sup>.

- (1) 戦略 D が戦略 C を支配するため、戦略の組  $S^{(1)}$ ; (All-C, All-C) はナッシュ均衡状態ではない。期待利得の総和は  $R/(1-\delta)$  となる。
- (2) 戦略の組  $S^{(2)}$ ; (All-D, All-D) は割引因子  $\delta$  の値に関わらず、ナッシュ均衡状態となり、期待利得の総和は  $P/(1-\delta)$  である。
- (3) 割引因子  $\delta \geq (T-R)/(T-P)$  のとき、戦略の組  $S^{(3)}$ ; (トリガー, トリガー) はナッシュ均衡状態となり、期待利得の総和は  $R/(1-\delta)$  である。
- (4) 割引因子  $\delta \geq \max[(T-R)/(T-P), (T-R)/(R-S)]$  のとき、戦略の組  $S^{(4)}$ ; (しっぺ返し, しっぺ返し) はナッシュ均衡状態となり、期待利得の総和は  $R/(1-\delta)$  である。

期待利得の総和の大小によって、表 3 の成分利得行列に基づく繰返しゲームでは  $S^{(3)}$  または  $S^{(4)}$  が支配戦略の組となる。また表 2(a) の利得行列は表 3 の利得行列の条件を満たすが、表 2(b) のそれは満たしていないので、表 2(b) を成分利得行列とする繰返しゲームでは、 $S^{(2)}$  の代わりに、 $S^{(1)}$ ; (All-C, All-C) がナッシュ均衡状態となり、 $S^{(2)}$ ,  $S^{(3)}$ ,  $S^{(4)}$  はナッシュ均衡状態とはならない。

「裏切り(D)」戦略が「協力(C)」戦略を支配するゲームにおいては「トリガー」あるいは「しっぺ返し」が支配戦略となり、これらの戦略を採る限り、ゲームの期待利得は「協力(C)」が支配戦略となるゲームのそれと変わらない。繰返しゲームでは、各プレーヤーは、一度だけのゲームなら最大の利得をもたらすはずの「裏切り(D)」戦略に固執しないことで、より多くの利得が期待できるナッシュ均衡状態にたどり着くことができる。この点は慰安所における「雇用者と被雇用者のジレンマ」を考察する上で重要であろう。

慰安所の雇用者  $P_1$  は、被雇用者  $P_2$  への前払金に一定の割引率  $\delta$  を織り込めば、 $P_2$  の全面的な協力「All-C」を期待する必要はない。もし被雇用者  $P_2$  が協力的な態度で業務に臨むと稼ぎが増えて前貸金(前払金)による拘束期間が短くなり、逆の場合には拘束期間が長くなる仕掛けが契約に織り込まれた場合、「トリガー」または「しっぺ返し」がゲームの支配戦略となり、結果的に「All-C」戦略と等価な期待利得が実現する。

以上のようなゲーム理論の結果に基づき、ラ論文は、慰安婦契約の前払金が、慰安婦らの非協力的な態度も織り込み、ラ論文引用(vi)に記されているように、慰安婦らの稼ぎの総額の割引率  $\delta$  による現在価値に応じて前払金が支払われたと主張しているように思える。

#### 4. 慰安婦問題の現実とゲーム理論モデルの乖離

慰安婦問題がゲーム理論で説明されるとするラ論文の主張について、どのような根拠に基づいているのか、改めて検討する。

議論の出発点として、ゲーム理論とはどのような事象を考察の対象とし、いかなる前提に基づいて展開される体系なのか、著者の理解の範囲で、明らかにする必要があるだろう。

ゲーム理論はおおまかに、

「利害関係にある相手がいる場合に、競争相手の行動を踏まえつつ、自分自身がどのよう

な行動を取れば最適な結果となるのか、合理的に決定するための理論」と定義される。ルールが明確なジャンケンや将棋から、ルールが不明確なビジネス上の駆け引きに至るまで、ゲーム参加者（プレーヤー）同士が互いを競争相手として勝ち負けを競う共同行為（ゲーム）に普遍的な法則があるとする大前提の下で、前記定義はより具体的に次の3つに分解されるだろう。

- (1) 各プレーヤーは自己の利益（利得）を最大化するように行動する。
- (2) その際、各プレーヤーは合理的に判断して自己の戦略を決定する。
- (3) したがって他者（競争相手）の採る戦略を予想して自己の戦略を立てる。

ここで、ゲームを構成する要素：①利得最大化を競う複数のプレーヤー、②利得最大化を達成するための選択可能な複数の行動—戦略、③プレーヤーの戦略の関数として与えられるプレーヤーの利得などが示唆される。これらの概念が一組準備されている時、標準形ゲーム：

$\Gamma = \{N, S_n, u_n\}$  が定義される<sup><11></sup>。ここで  $N$  はプレーヤーの集合、 $S_n$  はプレーヤー  $n$  ( $n \in N$ ) の純粋戦略の集合、 $u_n$  はプレーヤー  $n$  ( $n \in N$ ) の利得関数である。

一般にプレーヤー、戦略が互いに独立である場合は「非協力ゲーム」<sup><16,17></sup>、依存関係がある場合は「協力ゲーム」に分類される。また、前記の定義と同義であるが、ゲーム理論は公理群から定理群を導く数学体系として整備されており、その際の公理群は次の3つの公理から構成されるが、第2節の議論と直接関わる2つの公理は次の通りである<sup><11></sup>。

公理 I 期待効用（利得）最大化原理：各プレーヤーは自己の効用（利得）（混合戦略<sup><16></sup>の場合は期待値で評価する）を最大にするように行動する（戦略を選ぶ）。

公理 II 個人合理性に関する共通理解（common understanding）の原理：各プレーヤーは、自分はもちろん相手も公理 I に従って戦略を選んでいるに違いないという信念を持っていることを議論の前提にする。

ナッシュ（1950）は公理 I と II のみを前提にしたゲーム理論を考察し、最適応答（the best response）という概念を導いた<sup><11></sup>。2人ゲームの場合（ $P_1, P_2$ とする）、 $P_2$ の戦略  $s_2$  に対する  $P_1$  の最適応答（戦略） $s_1$  とは、 $P_1$  の利得  $u_1$  について、 $u_1(s_1, s_2) \geq u_1(t_1, s_2)$  ( $t_1$  は  $P_1$  の採り得る全ての戦略とする) を満たす戦略である。 $P_2$  の戦略  $s_2$  に対する  $P_1$  の最適戦略  $s_1$  の集合を  $B_1(s_2)$  とする。したがって一般に最適戦略は1つとは限らないことを意味する。同様に  $P_1$  の戦略  $s_1$  に対する  $P_2$  の最適戦略  $s_2$  の集合を  $B_2(s_1)$  とする。このとき  $P_1, P_2$  の戦略の組  $(s_1^*, s_2^*)$  (ただし  $s_1^*, s_2^*$  はそれぞれ集合  $B_1(s_2), B_2(s_1)$  の要素である) は「ナッシュ戦略均衡」<sup><18></sup> と呼ばれる。たとえば  $P_2$  の戦略が  $s_2^*$  であるとき、 $P_1$  が  $B_1(s_2)$  に含まれない戦略  $s_1$  を採ったとすると、定義により、 $u_1(s_1, s_2^*) < u_1(s_1^*, s_2^*)$  となるので、公理 I と矛盾し、公理 II によって、 $P_1$  は  $P_2$  の戦略が  $s_2^*$  である限り、自分の戦略を変える動機を持たないこと、それが均衡の意味である。

「ナッシュ戦略均衡」は一般に複数あり<sup><14></sup>、複数のナッシュ戦略均衡からどのナッシュ戦略均衡を選択すべきか、という指針は公理 I と公理 II からは導かれぬ<sup><11></sup>。また必ず

しも合理的とは言えない戦略の組が戦略均衡となり、現実の社会現象にゲーム理論を適用するには様々な難点が生じる<sup><11></sup>。そのため、公理Ⅱを修正する<sup><11></sup>ことが提案されているが、その要点は「各プレイヤーは、自分は公理Ⅰに従って戦略を選ぶが、相手はどのような原理で行動しているかの情報を持っていない、と仮定する。代わりに各プレイヤーは自分の保証水準 (security level) を決めていて、保証水準以上の利得が得られる戦略しか選択しない、という原則である。」<sup><11></sup>

ゲーム理論の数学的定式化には、これ以上立ち入らないが、以上を要約すれば、ラ論文のテーマである日本軍 (従軍) 慰安婦問題にゲーム理論を適用して有意義な結果を得るには、複数の「戦略均衡」<sup><11,14></sup>への対処など相当な難関があることは疑いがない。慰安婦問題にゲーム理論を正確に適用するには以下の問題が克服されなければならない。

- (1) 慰安婦契約ゲームに関与する一般に  $n$  人 ( $n \geq 2$ ) のプレイヤーが明示されること：最も簡単な設定は第2節に述べたように象徴的に売春宿主と売春婦の2プレイヤーである。しかしラ論文の主張に従えば、慰安所は太平洋戦争時、主に兵士の性病を防ぐ目的で日本軍が設置した施設であり、慰安婦の徴募と慰安所の運営への日本軍・政府の関与は無視できない。またラ論文は制度的に慰安婦候補者の親族が保証人として何らかの書類に署名しなければ契約が締結されることはないとしている。したがって、一般には、売春宿主と売春婦の背後にゲームに関与する重要なプレイヤーが存在したと見るべきである。例えば、慰安婦の徴募に当たり、日本軍が周旋業者に多額の機密費を渡して発注する<sup><6,8></sup>形を採ったことが内務省や陸軍省の文書<sup><9,10></sup>から推測される。
- (2) 慰安婦契約ゲームにおいて、各プレイヤーが採り得る戦略 (行動) が過不足なく明示されること：最も簡単な設定は第2節に述べたように象徴的に売春宿主と売春婦が相互に雇用条件案を提示し、「受諾」「拒否」の意志表示を行うことである。しかし慰安婦徴募は大概、日本軍が政府の協力のもとで民間周旋業者に発注する形を採ったのであり、徴募における各プレイヤー (日本軍・政府、民間周旋業者、慰安婦候補者) の権限と情報は非対称<sup><13></sup>であり、各プレイヤーが採り得る戦略 (行動) も一般に非対称と考えるべきである。ラ論文要旨②<sup><6></sup>によれば、慰安婦たちは平時の公娼より高額の給与を約束されたが、軍票で支払われた報酬は占領地経済圏で起こったハイパーインフレによってほとんど無価値になった<sup><6></sup>。結果的に、慰安婦たちは戦時経済における「非対称情報ゲーム」<sup><13,16></sup>に参加することを強いられたが、情報の不足により、最適戦略を選択するに至らなかったことを意味する。
- (3) ゲームに関与する各プレイヤーの利得を、各プレイヤーの戦略の関数として、一元的に実数値で評価する：公理Ⅰにより各プレイヤーが最大化を図る利得は経済的利

益に限定されない。各プレイヤーの価値観の違いも考慮し、利得を比較可能な実数値に置き換える必要がある。価値観の例として、戦前の公娼制のもとで、売春婦たちは、売春宿での年季奉公が世間的評判のダメージと引き換えであることを重々承知しており、それを十分相殺するだけの前払金を要求したと、ラ論文(iii)にも記されている。

- (4) ゲームの「ナッシュ戦略均衡」は一般に複数存在する<sup><11></sup>のであり、どの「戦略均衡」を選択するかに当たっては公理 I, 公理 II 以外の指針<sup><11,16></sup>を導入しなければならない。

前記(4)について補足すると、例えば、表 4 の利得行列に従うゲームの場合、支配戦略<sup><18></sup>が存在せず、戦略の組(D,C), (C,D)が共に「ナッシュ戦略均衡」であり、それに対応する  $P_1$ ,  $P_2$  の利害関係は裏返しになる。この場合、現実の社会事象では各プレイヤーが対等に採り得る戦略以外の指針が持ち込まれ、どちらかが選択されると考えるべきであろう。その指針の 1 つはゲーム理論でいう「コミットメント」<sup><16></sup>であり、「あるプレイヤーが、先手をとって自分の行う戦略を宣言し、それを実行すること」とされている。しかし、この種の「コミットメント」は、ラ論文がいう「信頼できるコミットメント」とは性格が異なり、 $P_1$  が一方的に「裏切り(D)」戦略を採った結果、唯一残された戦略の組；(D,D)による利得の損失が  $P_2$  にとって受け入れ難いため、 $P_2$  は、やむえず、戦略の組；(D,C)を選択せざるを得ないところに追い込まれることを意味する。

表 4 複数の「ナッシュ戦略均衡」が存在する雇用者・被雇用者の利得行列。戦略の組；(D,C), (C,D)は共に「ナッシュ戦略均衡」である。

$P_1 \backslash P_2$	協力(C)	裏切り(D)
協力(C)	(-2, -5)	(-10, 0)
*裏切り(D)	(0, -10)	(-15, -20)

## 5. 性奴隷説の検証とゲーム理論

本論文序論に記したように、ラ論文の主要課題は、旧日本軍の慰安所制度に関わる日韓の論争に終止符を打つこと、すなわち「慰安婦＝性奴隷説」を否定し、「慰安婦＝売春婦説」を証明することであった（ただし、ラ論文には「奴隷」(slave)の語が2か所に登場するのみで、「性奴隷説」は登場しない）。

「性奴隷」の正確な定義は改めて問われると難しいが、『1926年に制定された奴隷制条約でいう奴隷制の要諦は「人の支配であり、支配とは人の自由または自律性を重大なやり

方で剥奪することである」と理解されている』<sup><6></sup>。戦前の公娼制は人身売買が公認されるなど、それ自体奴隷制の側面を有していた。慰安婦・慰安所は戦力維持の必要性から、国家権力（軍、政府）により、裏の国家機関として再編された公娼制であり、必然的に奴隷制の側面がより強化されたと解するのが、「性奴隷説」であろう。

ここでは、分かりやすく、ラ論文によって「慰安婦＝性奴隷説」が否定されと見る有馬の論<sup><7></sup>を出発点としよう。ラムザイヤーの同僚（ハーバード大学ロースクール）であるジャーニー・ソク・ガーセン<sup><3></sup>のラ論文への批判に対し、有馬は次のように反論している<sup><7></sup>。

『次にソク教授がいう「契約」の有無について見てみよう。「性行為を拒否できる」とこと、「自由に立ち去れる」ことが条件に含まれていない限り、「契約」と見なすことはできない——これがソク教授の主張である。

当時の慰安婦は仕事柄、自由に拒否はできないし、年季があけるまでは立ち去ることはできなかった。したがって慰安婦は無契約状態かつ性奴隷状態に置かれていた、というのがソク教授の論理であり主張である。しかし、これは、「慰安婦は無契約の性奴隷状態だった」という主張をしたいがために、「契約」の定義を一方向的に定めているのではないだろうか。

ラムザイヤー教授は、論文で女性側（親族も含む）と業者との間には何らかの「契約」があったとして、根拠となる文献を多数示している。「前渡金」や「勤務期間」など様々な条件が話し合われて合意があったことをもって、「契約」と言える取決めがあった、としているのだ。ところがソク教授はここで全く別の「契約」の定義を持ち出している。繰り返しになるが、彼女の定義では「性行為を拒否できる」とことと「自由に立ち去れる」ことが、「契約」が成り立つ条件なのだという。』<sup><7></sup>

ソク・ガーセンと吉見の意見を合体させると、特に売春婦のような社会的評価において大きなリスクを伴う稼業では、「自由に立ち去れる」権利が契約の条件になれば、それは当事者間の自発的契約とは言えず、実態は売春宿主同士、あるいは売春宿主と対象女性の親族の間の人身売買的性格を帯びた取引となる。他方、有馬は、「自由に立ち去れる」権利は公娼制の年季奉公契約にもなく、当時の社会において非現実的であったとし、ラ論文に記されているように慰安婦契約において「前渡金」や「勤務期間」について当事者間で話しあわれており（契約書は未確認）、当事者の合意の上での「慰安婦徴募」であったと主張する。

しかし、やはり「自由に立ち去れる」権利は重要であろう。この権利が保障されていない契約であったからこそ、元慰安婦たちが証言するように慰安所の待遇が人権無視の状態にあるにも関わらず、少なくとも契約期間中は狭い慰安所に拘束され、待遇面でも第三者が聞くに耐えないものになったのである。慰安婦たちが慰安所を「自由に立ち去れる」権利を大きく制約したのは前払金の返済と日本軍・慰安所経営者の都合であった。

上で述べたように、「性奴隷制」の「奴隷」は、太平洋戦争の15年前の1926年に制定された奴隷条約第1条で定義されている。前払金、前貸金の名目で実質売買され、慰安所に拘束され（契約期間がある場合も解放に至るには軍の許可が必要）、兵士の性の相手を強要さ

れる状態はまさに「奴隷」に該当するだろう。

有馬は、慰安婦契約の当事者が周旋業者と女性の新属であったとしても、「前渡金」や「勤務期間」についての年季奉公的な契約があったことは事実であり、性奴隷には当たらないと主張する。それに対して、吉見は、そうした契約は女性を性奴隷制の中に拘束する「人身売買契約」であると見なし、ソク・ガーセンも近代的な意味での「自発的契約」ではないと主張する<3>。

それでは、吉見、ソク・ガーセンと有馬の契約概念の違いをゲーム理論ではどのように表現できるだろうか。それは、まさしく、ゲームを構成するプレイヤーとその行動（戦略）の組に他ならない。例えば、プレイヤーが売春宿主2人と売春婦1人ならば、戦略均衡はいずれにしても「性奴隷状態」と予想され、プレイヤーが売春宿主1人と売春婦1人、人権派弁護士1人ならば、あるいは「自発的売春婦状態」に落ち着くかも知れない。

ラ論文が目指す慰安婦契約のゲーム理論的数理モデルが完成したとして、ゲーム理論自体は政治的立場に対して中立であり、ゲーム理論の解として導かれる慰安所の形態について、「性奴隷制」、「自発的売春婦制」と解される形態を両端として、その中間に位置する複数の戦略均衡状態が導かれる可能性がある。したがってゲーム理論で慰安婦契約を論じ得ることを示しただけでは「性奴隷説」を否定したことには全くならない。

ラ論文がゲーム理論を念頭に置き、ゲーム理論の用語により、慰安婦問題を論じたのは事実であるが、ゲーム理論の方法に従い具体的に慰安婦契約の数理モデルを構築したわけではない。ラ論文は主に太平洋戦争直前の日本・韓国の公娼制度における「年季奉公」の契約の分析に基づいて、太平洋戦争時の「慰安婦契約」もその延長にあると推測し、「慰安婦契約」をゲーム理論の戦略均衡に相当すると予想しているが、「ゲーム」の特性を決定する①～③の要素（第4節）について具体的に提示していない。したがって、ラ論文はゲーム理論を慰安婦問題に応用する「構想」を述べたものであり、この構想から逸脱する論文の記述は論文の本旨とは関係のない、なんらかの政治的メッセージと解するほかはない。例えばラ論文には次のような記述がある。

(viii)「1930年代後半、韓国の新聞は、50人以上の若い女性たちを売春に引き寄せた11人の周旋業者の連携関係を報じた（東亜,1937）。新聞は驚くほど巧みな夫婦について報じた。どうやら夫婦はソウルの工場で娘の仕事を見つけることを親族に約束し、親族に10円か20円を支払い、娘をそれぞれ100円から1300円で海外の売春宿に送った（東亜,1939年；山下,2006:675）。

ただし、この問題が何でなかったかに注意すべきである。韓国政府も日本政府も、女性たちに売春を強要したのではない。日本軍が詐欺的な周旋業者と協力したわけではない。周旋業者が軍の慰安所に焦点を合わせたのでもない。そうではなく、問題は、若い女性たちを何十年も売春宿で働くように騙していた韓国内の韓国人周旋業者に関係していた。」(Sc.2.4., p.5.)

記述(viii)の前半は、1930年代後半に、韓国の多くの子女が周旋業者の連携関係によって、

海外の売春宿に送り込まれたことを報じた韓国の新聞の記事を引用しているが、記事には韓国政府(朝鮮総督府)、日本政府、日本軍の関与について直接言及されていないことから、そうした事例は契約とは無関係の人身売買事件であり、その責任は韓国人周旋業者にあり、ラ論文の「慰安婦契約説」の反例とはならないことを示唆している。しかし当時の韓国内の政治的環境を考慮すれば、検閲をくぐり抜けた新聞記事に日本政府・日本軍の人身売買事件への間接的関与が記載されていないのは当然であり、「慰安婦契約説」の補強には全くならない。

## 6. まとめ

本論文序論で述べたように、ラ論文の主要課題は、ゲーム理論を応用して慰安婦契約の構造を読み解き、旧日本軍の(従軍)慰安婦制度が関係者の合理的行動によって編み出された「自発的売春業」であったことを証明し、「性奴隷制説」を否定することにあつた。

しかし、ラ論文には、慰安婦制度の成立過程、構造とゲーム理論の諸要素(プレイヤー、戦略、利得関数等)の対応関係が具体的な形で提示されておらず、あくまで慰安婦制度をゲーム理論に載せる可能性について検討した論文と解される。

ラ論文は主に太平洋戦争前の日本・韓国の公娼制における「年季奉公契約」を分析し、(1)契約の主要事項―「前払金」、「契約期間」は当事者間の交渉を経て当時の相場として決定されていたと結論し、また(2)公娼制が社会的慣習として受容され、契約が忠実に履行されていたと推測されることから、売春宿での年季奉公は女性たちの自発的な選択であったと結論している。さらにラ論文は、(3)日本軍の慰安婦制度は公娼制の延長であり、(4)慰安婦の報酬は、戦場でのリスクが勘案され、平時の公娼のそれに比べて高額であったことから、慰安婦契約には当事者の意思が反映されており、(5)女性たちの自発的契約であった、と結論している。しかし、このようなラ論文の主張に対しては多方面から反論が寄せられ、その不備が次のように指摘されている：

- [1] ラ論文は、慰安婦契約の「ダイナミクス」を発見したと述べながら、肝心の「契約書」を提示していない。
- [2] 太平洋戦争前の日本・朝鮮の家族制度の実態と人身売買に関する刑法の未整備状態を無視している。日本の公娼制は、1926年の「奴隷条約」<sup>(註1)</sup>に照らして、国際法上既に疑問視されていた。女性たちは年季奉公契約の主体者とはなり得なかった。
- [3] 植民地が国際条約<sup>(註1)</sup>の適用外とされたことを無視している。
- [4] 1920年代から1945年の間、朝鮮半島では「慰安所」や「慰安婦」の意味が正確に理解されていなかった。「慰安婦徴募」が自発的契約に基づいていたとの前提は成り立たない。

[5] 旧内務省通牒を誤読し、慰安所の設置の主体が軍・政府であり、慰安婦徴募において周旋業者が軍の意を受けて活動したことを無視している。軍が資金提供者であり、業者は慰安婦契約の主体ではなかった。

[6] 慰安婦への追加現金補償（給与）は実際には慰安所利用者のチップ（軍票）の形で支払われた。軍票の価値は占領地のハイパーインフレによって激減した。慰安婦の「年季明け」は前貸金完済の条件に加えて慰安所と軍の認可が必要だったため、認められないことがあった。

（註1） 大日本帝国は、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売取締ニ関スル国際協定」（1904年）、「醜業ヲ行ナワシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」（1910年）、「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」（1921年）の3条約を1925年までに批准している。

以上のラ論文の不備が克服されない限り、ラ論文のゲーム理論的慰安婦契約論が正当性を得ることはないだろう。またラ論文が目指す慰安婦契約のゲーム理論的数理モデルが完成したとして、ゲーム理論自体は政治的立場に対して中立であり、数理モデルの解として導かれる慰安所の形態について、「性奴隷制」、「自発的売春婦制」と解される形態を両端として、その中間に位置する複数の「戦略均衡状態」が導かれる可能性がある。したがってゲーム理論で慰安婦契約を論じ得ることを示しただけでは「性奴隷説」を否定したことには全くならない。

#### 参考文献

1. Ramseyer, J. Mark, "Contracting for sex in the Pacific War.", *Int. Rev. Low. Econ.*, 65, 105971, 2021.
2. Gordon, Andrew, and Carter Eckert, "Statement by Andrew Gordon and Carter Eckert concerning J. Mark Ramseyer, 'Contracting for Sex in the Pacific War.'", *Harvard Lib.*, Feb 17, 2021.
3. Gersen, J. Suk, "Seeking the True Story of the Comfort Women", *Ann. Inq., The New Yorker*, Feb 25, 2021.
4. Amy Stanley, Hannah Shepherd, Sayaka Chatani, David Ambaras, Chelsea Szendi Schieder, "Contracting for Sex in the Pacific War": The Case for Retraction on Grounds of Academic Misconduct", *The Asia-Pacific Journal | Japan Focus*, 19.5.13.5543, Mar 1, 2021.
5. 茶谷さやか, "ラムザイヤー論文はなぜ事件となったのか" 「世界」岩波書店, no.944, pp.118-125, May 1, 2021.

6. 吉見義明, "ラムザイヤー論文の何が問題か", 「世界」岩波書店, no.944, pp.126-135, May 1, 2021.
7. 有馬哲夫, "ハーバード大「慰安婦」論文を批判する韓国系教授のロジックは強引ではないか (前編)", Apr 13, 2021,  
[ <https://www.dailyshincho.jp/article/2021/04130602/?all=1> ].
8. 吉見義明, "従軍慰安婦", 岩波新書 (新赤坂 384), 岩波書店, 1995.
9. "慰安婦の国外移送に関する内務省警保局長通牒「支那渡航婦女の取扱ニ関スル件」", 吉見編「従軍慰安婦資料集」資料 5, 大月書店.
10. "陸軍省副官通牒「軍慰安所従業婦募集ニ関スル件」", 吉見編「従軍慰安婦資料集」資料 6, 大月書店.
11. 河野敬雄, "Maximin 原理に基づくゲーム理論構築の試み", 理論と方法(Sociological Theory and Methods), 28.2, pp.319-336, 2013.
12. "ゲーム理論", フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』,  
[ <https://ja.wikipedia.org/wiki/ゲーム理論> ]
13. 嶋田 毅, "情報非対称ゲームの考え方: 情報不足を補うヒントを見逃すな", 2015,  
[ <https://globis.jp/article/2171> ].
14. サイコラボ, "【ゲーム理論】複数のナッシュ均衡とコミットメント", 2017,  
[ <https://sinrigaku-saikorabo.com/category/sinrigaku/行動経済学/ゲーム理論/> ].
15. 菊田富雄, "コミットメント {その4 信頼できるコミットメント}", 2019,  
[ <http://www.management-tk.jp/blog/2019/07/post-2706.html> ]
16. Yagami360, "繰り返しゲーム [repeated game]",  
[ [https://github.com/Yagami360/My\\_NoteBook/blob/master/数学/数学\\_ゲーム理論\\_Note.md#ID\\_1-7](https://github.com/Yagami360/My_NoteBook/blob/master/数学/数学_ゲーム理論_Note.md#ID_1-7) ].
17. WIIS, "協力ゲームと非協力ゲーム", 2021,  
[ <https://wiis.info/economics/game-theory/game/cooperative-game-and-non-cooperative-game/> ].
18. WIIS, "強支配純粋戦略均衡", 2021,  
[ <https://wiis.info/economics/game-theory/static-games-of-complete-information/strictly-dominant-pure-strategy-equilibrium/> ].

## Ramseyer's treatise and game theory

### **Abstract**

As a result of examining the relationship between Ramseyer's paper <1> ("Contracting for sex in the Pacific War ") and game theory, it was found that the paper does not provide sufficient evidence for the relationship between the factors of the comfort women issue and the elements of game theory. The biggest flaw of the paper is that it ignores the fact that the former Japanese military was the main force behind the establishment and operation of the comfort stations, and that the structure of the comfort women contract, which is the goal of the game theoretical analysis in the paper, is not supported by the actual contract.

The Ramseyer paper presumes that the comfort women contract reflects the logic of "credible commitment" on the basis of the indentured servant contract in the Japanese public prostitution system before the Pacific War, but the indentured servant contract is more like a human trafficking contract between the woman's custodian and the brothel owner, and the woman in question is not generally the subject of the contract. This situation was brought about by the lack of criminal law in Japan, including the colonies at the time.

In addition, if the tense relationship between the comfort women and the management in the comfort stations is viewed from a game-theoretic point of view, even if there are multiple "strategic equilibria" between the two sides, the information asymmetry between the two sides makes it highly likely that there will be many cases where the former will be unilaterally disadvantaged by the "commitment to take the initiative" of the latter.

Furthermore, game theory itself is neutral to the controversy over whether comfort women are "sex slaves" or "voluntary prostitutes."